

内容
見本
(A5判縮小)

Q3

財産法・家族法・相続法は、どのような関係にありますか

A

財産法は取引の基本要素（法人格・所有権・契約等）を定め、家族法は生活の基本要素（夫婦・親子等）を定めます。相続法は死亡した人の財産を家族等が包括的に承継する場面について定めており、財産法と家族法の交錯する場面といえます。

解 説

1 財産法の特徴

財産法の主な内容は民法1編（総則）、2編（物権）、3編（債権）であり、これは資本主義（自由主義）社会の基礎となる商品取引を支える規範です。

財産法の主な基準は経済合理性であるため、交換価値が重視されます。ここでは「商品とは、いくらかの金額で『売る』ものだ。それが商品であるなら、お笑いにもダイビングにも市場価格がつく。市場価格とは『交換価値』を反映したものだ。つまり、市場で何かを交換するときの価値を示しているのが『市場価格だ』（ヤニス48～49頁）」という指摘が参考になります。

所有権の根拠・構造について、「第1に、商品は、個人の『意思』の支配に服する……ところの私的な存在（私的所有権）」となり、しかも

Q57

共有相続財産も共有物分割訴訟の対象になりますか（ケース【28】【29】【30】参照）

A

遺産共有は、遺産分割によることが適切であり、原則として共有物分割訴訟の対象になりません。しかし、法定相続人が持分を譲渡した場合や、相続開始から10年を経過した場合等には、例外が認められます。

解 説

1 遺産共有の性質

遺産共有（遺産分割前の相続財産の共有）も物権共有（民法の規定する共有、狭義の共有）とその性質を異にするものではないと解されています（最判昭30・5・31民集9・6・793、最判昭50・11・7民集29・10・1525）。しかし、法定相続人は家族に限定されており、遺産全てを対象とする上、特別受益や寄与分に応じて具体的相続分を算定する必要もあることから、遺産分割の手続によることが原則とされています（ケース【28】参照）。ただし、法定相続人が持分を譲渡した場合は例外です（ケース【29】【30】参照）。

民法258条の2第1項は「共有物の全部又はその持分が相続財産に属する場合において、共同相続人間で当該共有物の全部又はその持分について遺産の分割をすべきときは、当該共有物又はその持分について前条の規定による分割をすることができない」と規定しています。これは、同条2項において例外を規定するために前提となる原則を明示するものです。例外だけを明文化することは適切ではないため、共有物分割請求訴訟に係る判決では遺産共有の解消をすることができな

【33】 遺言により相続分がないものと指定された相続人は、遺留分侵害額請求権を行使したとしても、特別寄与料を負担しますか

（最決令5・10・26民集77・7・1911）（Q64参照）

〔ケース〕

Aは、令和2年6月、死亡しました。Aの相続人は、子であるB及びYの2名であり、Xは、Bの妻です。Aは、財産全部をBに相続させる旨の遺言をしていたところ、同遺言は、Bの相続分を全部と指定し、Yの相続分をないものと指定する趣旨を含みます。Yは、令和3年3月、Bに対し、遺留分侵害額請求権を行使する旨の意思表示をしました。

亡Aの親族であるXは、Aの相続人の1人であるYに対し、民法1050条に基づき、特別寄与料のうちYが負担すべき額として相当額の支払を求めました。

〔判 旨〕

民法1050条5項は、相続人が数人ある場合における各相続人の特別寄与料の負担割合について、相続人間の公平に配慮しつつ、特別寄与料をめぐる紛争の複雑化、長期化を防止する観点から、相続人の構成、遺言の有無及びその内容により定まる明確な基準である法定相続分等によることとしたものと解される。

このような同項の趣旨に照らせば、遺留分侵害額請求権の行使という同項が規定しない事情によって、上記負担割合が法定相続分等から修正されるものではないというべきである。

そうすると、遺言により相続分がないものと指定された相続人は、

遺留分侵害額請求権を行使したとしても、特別寄与料を負担しないと解するのが相当である。

ポイント

【33】判例は比較的新しい最高裁判例であり、遺言により相続分がないものと指定された相続人が遺留分侵害額請求権を行使した場合に特別寄与料を負担するかという問題について、最高裁が初めて判断を示したものと、特別寄与料の解釈において重要な判断を含むものといえます。

解 説

1 【33】判例の評価

特別の寄与の制度（民1050）は、相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合に、相続人に対し、寄与に応じた特別寄与料の支払を請求することができるとするものであり、相続法改正により新設されました。

民法1050条5項は、相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料について、民法900条から902条までの規定により算定した相続分（遺言による相続分の指定がされていないときは法定相続分、相続分の指定がされているときは指定相続分。以下「法定相続分等」といいます。）に応じた額を負担すると規定しています。

相続人が遺留分侵害額請求権を行使した場合における各相続人の負担について、明文の定めはありません。このことは、【33】判例の結論

共有を6つに分類し、横断的に解説！

Q & Aとケースでみる
共有の法律実務

－物権共有・組合共有・社団共有・相互共有・夫婦共有・遺産共有－

著 中込 一洋 (弁護士)



特色1

共有の理解を深める

実務で頻繁に遭遇する各種の共有について、法理と判例を相互に参照しながら解説しています。

特色2

民法等の改正を踏まえて解説

親子法改正（令8施行）、物権法改正及び相続土地国庫帰属法（令5施行）にも対応しています。

通常
書籍

A5判・総頁308頁
定価5,060円（本体4,600円）送料460円
ISBN978-4-7882-9675-6

電子
書籍

新日本法規 WEB サイトで発売!!
定価4,620円（本体4,200円）
※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

新日本法規 WEB サイトはこちら
（試し読みもできます）



中込 一洋 弁護士による
主なご執筆・著書

「数次相続・代襲相続をめぐる実務－相続人・相続分の確定－」
「相続開始特別 相続人の範囲と遺産の割合－明治民法・応急措置法・現行民法－」

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-0011
名古屋市中区大須4-1-65

東京本社 〒162-8407
東京都新宿区市谷砂土原町2-6

0120-089-339 通話料無料
受付時間 9:00～12:00 13:00～16:30（土・日・祝日を除く）

新日本法規 WEB サイト
https://www.sn-hoki.co.jp/

(2026.10) 51004191

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規



会員登録はこちら



Q & A 編

第 1 章 交錯する視点

- Q 1 共有とは、何ですか
Q 2 共同所有は、どのように分類できますか
Q 3 財産法・家族法・相続法は、どのような関係にありますか
Q 4 財産法における共有には、どのような特色がありますか
Q 5 家族法における共有には、どのような特色がありますか
Q 6 相続法における共有には、どのような特色がありますか

第 2 章 前提となる概念

- Q 7 所有権とは、何ですか。所有権に対する様々な制約は、どのように説明されますか
Q 8 物とは、何ですか。それは、人と、どのように区別されますか
Q 9 土地とは、何ですか。土地の所有権を放棄することはできますか
Q10 建物とは、何ですか。建物の所有権を放棄することはできますか
Q11 動産とは、何ですか。動産の所有権を放棄することはできますか

第 3 章 物権共有（狭義の共有・物権法上の共有）

- Q12 物権共有とは、何ですか。それには、どのような特色がありますか
Q13 共有持分とは、何ですか。その割合は、どのように決まりますか
Q14 共有物の管理とは、何ですか。共有者は、共有物の管理について、どのように決めますか（ケース【01】【02】参照）
Q15 共有物の管理者は、どのように選任されますか。管理者は、共有物の管理について、どのように決めますか
Q16 所有者不明土地管理制度とは、どのようなものですか。所有者不明建物管理制度とは、どのようなものですか
Q17 管理不全土地管理制度とは、どのようなものですか。管理不全建物管理制度とは、どのようなものですか
Q18 共有物の使用とは、何ですか。共有者は、共有物の使用について、どのように決めますか（ケース【03】【04】参照）
Q19 共有物の変更とは、何ですか。共有者は、共有物の変更について、どのように決めますか（ケース【05】参照）
Q20 共有する枝の切除には、共有者全員の合意が必要ですか
Q21 共有持分の譲渡とは、何ですか。共有物の分割請求とは、どのような関係にありますか
Q22 土地の共有者の 1 人又は数人が所在不明であるとき、他の共有者は、所在等不明共有者の持分を取得することはできますか。同じ状況で、第三者に対して、所在等不明共有者の持分を譲渡することはできますか
Q23 共有持分を放棄することはできますか
Q24 共有物分割の自由を制限することはできますか
Q25 裁判による共有物の分割は、どのように判断されますか（ケース【06】【07】【08】参照）

第 4 章 組合共有（合有）

- Q26 組合共有とは、何ですか。その具体例は、どのようなものですか（ケース【09】参照）
Q27 組合とは、何ですか。組合財産の権利関係は、どのようなものですか
Q28 組合財産の使用・管理・処分は、どのように行われますか
Q29 組合員は、持分を処分できますか。組合財産の分割を請求できますか
Q30 組合員が脱退したとき、払戻しを受けられますか（ケース【10】【11】【12】【13】参照）

第 5 章 社団共有（総有）

- Q31 社団共有とは、何ですか。その具体例は、どのようなものですか
Q32 権利能力なき社団とは、何ですか。その権利関係は、法

人とどのように異なりますか

- Q33 権利能力なき社団において、財産の使用・管理・処分は、どのように行われますか
Q34 権利能力なき社団の構成員が脱退したとき、払戻しを受けられますか
Q35 権利能力なき社団の名義で、不動産登記をすることはできますか（ケース【14】【15】参照）

第 6 章 相互共有（互有）

- Q36 相互共有とは、何ですか。その具体例は、どのようなものですか（ケース【16】【17】参照）
Q37 区分所有とは、何ですか。その共用部分には、どのような特色がありますか
Q38 マンションの管理組合には、どのような権限がありますか
Q39 物権法改正で、区分所有法を改正しなかったのはなぜですか。管理不全共用部分管理制度とは、どのようなものですか

第 7 章 夫婦共有（家族法上の共有）

- Q40 家族とは、何ですか。それには、どのような特色がありますか
Q41 法律上の婚姻とは、何ですか。それには、どのような特色がありますか
Q42 夫婦財産契約とは、何ですか。それには、どのような特色がありますか（ケース【18】参照）
Q43 夫婦の一方の特有財産とは、何ですか。それには、どのようなものが含まれますか
Q44 夫婦の共有財産とは、何ですか。それには、どのようなものが含まれますか
Q45 夫婦の実質的共有財産とは、何ですか。それには、どのようなものが含まれますか（ケース【19】【20】参照）
Q46 法律上の離婚とは、何ですか。それは、どのように実現されますか
Q47 財産分与とは、何ですか。その内容は、どのように決まりますか（ケース【21】【22】【23】【24】参照）
Q48 事実上の婚姻（内縁）とは、何ですか。それには、どのような特色がありますか（ケース【25】参照）
Q49 同性カップルは、どのように保護されていますか（ケース【26】参照）
Q50 事実上の離婚（外縁）とは、何ですか。それには、どのような特色がありますか（ケース【27】参照）

第 8 章 遺産共有（相続法上の共有）

- Q51 法定相続とは、何ですか。法定相続を認める実質的理由は、どのように説明されていますか
Q52 法定相続人は、どのように決まりますか。それは、どのような理由に基づいていますか
Q53 法定相続分とは、何ですか。それには、どのような特色がありますか
Q54 数次相続とは、何ですか。その法定相続分は、どのように計算されますか
Q55 家督相続とは、何ですか。それは、遺産相続と比較すると、どのように違いますか
Q56 法定相続を放棄することはできますか。それを第三者に対抗するためには、何が必要ですか
Q57 共有相続財産も共有物分割訴訟の対象になりますか（ケース【28】【29】【30】参照）
Q58 遺産分割とは、何ですか。その結果を第三者に対抗するためには、何が必要ですか
Q59 特別受益とは、何ですか。それには、どのような特色がありますか
Q60 寄与分とは、何ですか。それには、どのような特色がありますか（ケース【31】参照）
Q61 特別受益・寄与分を主張できるのは、いつまでですか
Q62 遺言相続とは、何ですか。それには、どのような特色が

ありますか（ケース【32】参照）

- Q63 遺留分とは、何ですか。それには、どのような特色がありますか
Q64 特別寄与料とは、何ですか。それには、どのような特色がありますか（ケース【33】参照）
Q65 相続人不存在とは、何ですか。特別縁故者は、どのように扱われますか（ケース【34】【35】参照）

コラム1 自筆証書遺言に、押印はいらないの？

ケース・スタディ編

第 1 章 物権共有が問題となるケース

- 【01】 多数持分権者は、少数持分権者に対して明渡しを請求できますか(最判昭 41・5・19 民集 20・5・947)（Q14 参照）
【02】 多数持分権者は、少数持分権者から占有使用を承認された第三者に対して明渡しを請求できますか（最判昭 63・5・20 家月 40・9・57)（Q14 参照）
【03】 共有物を単独で使用する共有者の 1 人に対して他の共有者が金銭請求できるのは、どのような事例ですか（最判平 12・4・7 判時 1713・50)（Q18 参照）
【04】 共有物を単独で使用する共有者の 1 人に対して他の共有者が金銭請求できないのは、どのような事例ですか（最判平 10・2・26 民集 52・1・255)（Q18 参照）
【05】 共有者の 1 人が変更するとき、他の共有者は妨害排除を請求できますか（最判平 10・3・24 判時 1641・80)（Q19 参照）
【06】 共有物分割請求権を制限することはできますか（最大判昭 62・4・22 民集 41・3・408)（Q25 参照）
【07】 共有持分の譲渡が登記されていないとき、共有物分割の当事者は誰ですか(最判昭 46・6・18 民集 25・4・550)（Q25 参照）
【08】 裁判所による共有物分割において、全面的価格賠償によることが認められるのは、どのような場合ですか（最判平 8・10・31 民集 50・9・2563)（Q25 参照）

第 2 章 組合共有が問題となるケース

- 【09】 共有土地を共同使用するのは、民法 667 条の「共同の事業を営むこと」に当たりますか（最判昭 26・4・19 民集 5・5・256)（Q26 参照）
【10】 ヨットクラブの組合契約において、脱退の自由を制限できますか（最判平 11・2・23 民集 53・2・193)（Q30 参照）
【11】 組合に出資した土地は、脱退したら出資者の単独所有になりますか（東京高決昭 54・11・8 判時 952・57)（Q30 参照）
【12】 組合を脱退したことによる出資金払戻請求は、どのような判断基準によりますか（東京地判平 22・3・29 判時 2099・49)（Q30 参照）
【13】 組合が解散したのに清算人が清算手続を行わない場合、残余財産の分割を請求できますか（横浜地判昭 59・6・20 判時 1150・210)（Q30 参照）

第 3 章 社団共有が問題となるケース

- 【14】 権利能力なき社団の資産たる不動産は、どのように登記されますか（最判昭 47・6・2 民集 26・5・957)（Q35 参照）
【15】 権利能力なき社団の代表者の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟は、当該社団も原告になれますか（最判平 26・2・27 民集 68・2・192)（Q35 参照）

第 4 章 相互共有が問題となるケース

- 【16】 共有者全員が私道として使用している共有土地の分割請求が認められるのは、どのような事例ですか（東京地判平 3・10・25 判時 1432・84)（Q36 参照）

- 【17】 共有者全員が私道として使用している共有土地の分割請求が認められないのは、どのような事例ですか（福岡高判平 19・1・25 判タ 1246・186)（Q36 参照）

第 5 章 夫婦共有が問題となるケース

- 【18】 夫婦財産契約によって、所得を夫婦の共有に変更できますか（最判平 3・12・3 税資 187・231)（Q42 参照）
【19】 夫婦が協力して購入した不動産は、物権共有と評価されますか（札幌高判昭 61・6・19 判タ 614・70)（Q45 参照）
【20】 夫婦の共有財産の清算について、共有物分割請求によることはできますか（東京地中間判平 20・11・18 判タ 1297・307)（Q45 参照）
【21】 夫婦の共有財産の清算について、共有物分割請求によることはできないのは、どのような事例ですか（東京地判令 6・9・18 判時 2635・57)（Q47 参照）
【22】 財産分与の審判において、不動産明渡しの給付命令は認められますか（最決令 2・8・6 民集 74・5・1529)（Q47 参照）
【23】 財産分与の対象外とされたオーバーローン不動産について、明渡請求は認められますか（東京地判平 24・12・27 判時 2179・78)（Q47 参照）
【24】 財産分与の対象に、法人名義の財産も含まれますか（広島高岡山支判平 16・6・18 判時 1902・61)（Q47 参照）
【25】 婚姻外の男女関係の一方的解消に伴う責任は、どのように判断されますか（最判平 16・11・18 判時 1881・83)（Q48 参照）
【26】 同性間の婚姻に準ずる関係の解消に伴う責任は、どのように判断されますか（東京高判令 2・3・4 判時 2473・47)（Q49 参照）
【27】 外縁において、建物明渡請求は認められますか（東京地判平 30・7・13 判タ 1471・189)（Q50 参照）

第 6 章 遺産共有が問題となるケース

- 【28】 相続における遺産共有の解消について、共有物分割によることは許されますか（最判昭 62・9・4 家月 40・1・161)（Q57 参照）
【29】 共同相続人の 1 人が特定不動産について有する共有持分権を第三者に譲渡したとき、その部分は遺産分割の対象になりますか（最判昭 50・11・7 民集 29・10・1525)（Q57 参照）
【30】 遺産共有持分と物権共有持分が併存するとき、遺産分割の対象になりますか（最判平 25・11・29 民集 67・8・1736)（Q57 参照）
【31】 亡父と二女夫婦による共同経営は、財産形成の寄与分と認められますか（東京高判昭 51・5・27 判時 827・58)（Q60 参照）
【32】 「相続させる」旨の遺言による取得を第三者に対抗するためには、登記が必要ですか（最判平 14・6・10 家月 55・1・77)（Q62 参照）
【33】 遺言により相続分がないものと指定された相続人は、遺留分侵害額請求権を行使したとしても、特別寄与料を負担しますか（最決令 5・10・26 民集 77・7・1911)（Q64 参照）
【34】 保護される内縁配偶者がいるとき、配偶者相続権は制限されますか（最決平 12・3・10 民集 54・3・1040)（Q65 参照）
【35】 特別縁故者がいるときも、死亡した共有者の持分は共有者に帰属しますか（最判平元・11・24 民集 43・10・1220)（Q65 参照）

コラム2 保管証書遺言って、どうやって作るの？

索引
・事項索引